

令和7年

# 経済建設常任委員会

(所管事務調査資料)

令和7年6月4日(水)

農業委員会事務局

## 目 次

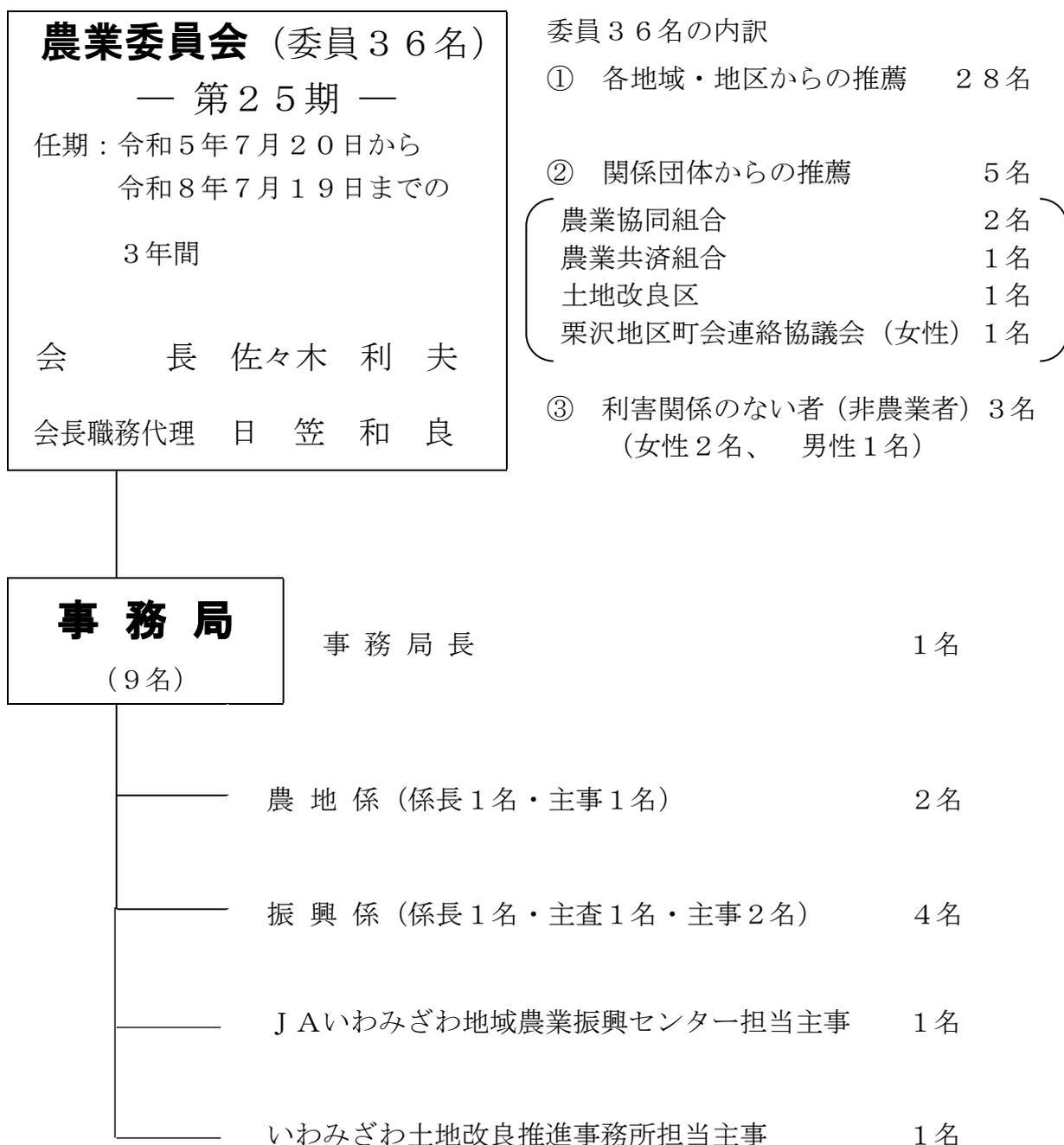
農業委員会組織図	1
◎ 農業委員会の組織	
◎ 事務局構成	
1. 主な所管事務	2
2. 農地法の規定による処理	2
3. 農業経営基盤強化促進事業による処理	3
4. 農業者年金の加入及び受給状況	3
5. 令和7年度活動計画	4

# 農業委員会組織図

【令和7年4月1日現在】

農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律に基づき、市長が議会の同意を得て任命します。

また、委員の過半数が認定農業者であること、利害関係のない者が1名以上含まれることを要件としており、年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮することとされています。



## 1. 主な所管事務

- 農業委員会の開催（定例総会～各月1回、臨時総会～随時）に関すること
- 農地法に基づく農地の権利移動、農地転用の審議に関すること
- 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の権利移動に関すること
- 独立行政法人農業者年金基金法に基づく年金加入・受給資格手続きに関すること

## 2. 農地法の規定による処理

- 第3条に基づく許可申請～ 耕作を目的とする農地の売買・賃貸借等
- 第4条に基づく許可申請～ 自己所有農地の農地以外利用（転用）
- 第5条に基づく許可申請～ 農地以外利用（転用）を目的とする農地の売買・賃貸借等
- 第6条に基づく報告～ 農地所有適格法人の要件確認
- 第18条に基づく通知～ 賃貸借された農地の合意解約等

処理状況（農地法第3条）

（単位：件・㎡）

年度		区分	賃貸借	使用貸借	所有権移転
4	件数		15	19	17
	面積		2,212,627.00	2,214,865.87	270,726.00
5	件数		19	29	22
	面積		1,373,635.00	3,177,948.83	145,013.00
6	件数		11	19	33
	面積		1,058,872.28	2,569,269.00	564,076.96

処理状況（農地法第4・5・18条）

（単位：件・㎡）

年度		区分	農地転用（4条）	農地転用（5条）	賃貸借合意解約（18条）
4	件数		4	6	40
	面積		2,526.27	24,074.56	694,131.00
5	件数		4	13	43
	面積		3,942.15	8,829.09	1,187,761.00
6	件数		5	4	36
	面積		8,958.38	15,169.00	1,419,468.00

### 3. 農業経営基盤強化促進事業による処理

○ 農地移動適正化あっせん事業

農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域内の農用地等において、経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図るため、農地移動適正化あっせん基準に基づき農用地等の権利調整を行います。

○ 利用権設定等促進事業（岩見沢市から事務委任）

市が定めた農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、農用地における利用権の設定・移転、所有権の移転を促進する事業で、農地法・不動産登記法・税制上それぞれの特例が適用となります。

利用権設定状況

(単位：件・㎡)

区分 年度	権 利 区 分	件 数	権利を設定した農地面積		
			田	畑	計
4	所有権移転	150	5,684,182.22	400,843.00	6,085,025.22
	賃貸借・使用貸借	135	4,570,772.90	406,692.76	4,977,465.66
5	所有権移転	210	7,521,855.97	906,459.15	8,428,315.12
	賃貸借・使用貸借	144	5,048,848.87	983,137.00	6,031,985.87
6	所有権移転	145	5,974,664.76	354,409.29	6,329,074.05
	賃貸借・使用貸借	141	6,048,034.28	565,418.37	6,613,452.65

### 4. 農業者年金の加入及び受給状況

農業者年金加入要件	① 年間60日以上農業に従事していること
	② 国民年金の第1号被保険者であること
	③ 20歳以上60歳未満であること

加入状況

(単位：人)

区分 年度	被 保 険 者 数			備 考
	政策支援加入者	通常加入者	計	
4	24	359	383	
5	18	344	362	
6	14	345	359	

受給状況

(単位：人)

区分 年度	受 給 者				
	経 営 移 譲 年 金			老 齢 年 金	合 計
	後 継 者	第 三 者	計		
4	283	231	514	594	1,108
5	266	209	475	607	1,082
6	241	190	431	614	1,045

※ 老齢年金は特例付加年金を含む

- 経営移譲年金～ 農業者年金の保険料納付期間が一定期間以上あり、65歳到達前に本人名義の農地等を後継者や第三者に売却又は貸し付けて、農業経営を移譲・廃止した場合に終身受給
- 老 齢 年 金 ～ 原則65歳から保険料の納付額に応じて終身受給

## 5. 令和7年度活動計画

- 地域内の均衡化に配慮しつつ、営農の効率化に資する担い手への利用集積を進めます。
- 離農や規模縮小により発生した農用地等の権利調整を図ります。
- 新規就農者の意向に沿った農地利用の実現に向けて、農地相談等を行います。
- 農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止に努めます。

